

【月額所得の算出について】

月額所得の算出について

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は、入居する方全員の一年間の所得(賞与を含む)の合計から公営住宅法上の控除を行った額を12ヶ月で割ることにより得られます。
あなたの世帯の現在の収入を確認し、以下のStep1からStep3の月額所得計算方法により計算してください。

Step1 入居世帯の所得(年額)を計算する。

給与収入の方	給料・俸給・賞金・賞与等の支給された金額(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。)
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額
事業収入等の方 (給与・年金以外)	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得(収入から必要経費を差し引いたもの。) 保険の外交・個人(企業)年金の給付金など
注意!! 計算の対象と ならない収入	<ol style="list-style-type: none"> 遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・非課税の通勤手当額・求職者給付金(失業保険)児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入 入居契約日前までに退職する場合の収入 入居資格審査日の時点で、支給額が1か月に満たない収入は「0円」とみなします。

計算してみましょう。

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入等の方 (給与・年金以外)	合計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族(A)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(B)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(C)さんの所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	① 円

Step2 控除額(世帯の状況)を計算する。

控除の種類	控除の内容	控除する金額
1人につき		
a 親族控除	同居する親族(申込本人は除く)及び遠隔地扶養親族	38万円 × () 人 = 円
親族控除の他に対象者1人につき		
b 特定扶養親族控除	同居扶養親族(配偶者は除く)及び遠隔地扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	25万円 × () 人 = 円
c 障害者控除	障害者手帳(身体・精神・療育)の交付がされている方 ※特別障害者控除対象者除く	27万円 × () 人 = 円
d 特別障害者控除	重度の障害のある方 (身体1・2級、精神1級、療育A判定の手帳をお持ちの方)	40万円 × () 人 = 円
e 寡婦(夫)控除 ※法律婚によらないで母または父となった者で現に法律婚をしていない方も対象になりました。	<p>【寡婦】 次の①または②のいずれかに当てはまる方です。</p> <p>① 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、扶養親族がいる方または生計を一にする子※2がいる方</p> <p>② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>【寡夫】 妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または妻の生死が明らかでない一定の方※1で、生計を一にする子※2がいて、合計所得金額が500万円以下である方</p> <p>※1 夫または妻の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。</p> <p>※2 この場合の子は、年間総所得金額等が38万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。</p>	27万円 × () 人 = 円 ※所得が27万円未満のときはその額
f 老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族の方	10万円 × () 人 = 円
合計 (a+b+c+d+e+f)		② 円

Step3 月額所得を計算する。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯所得の合計} \\ \hline \text{① 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline \text{② 円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$